

本通知書提出後は解約日の変更はできません。

明渡日は、弊社休業日(火曜・水曜・GW 休業・夏季休業・年末年始休業)以外、営業時間内にてお願い致します。

※ 注1 弊社営業時間外・休業日での立会いは、営業時間外立会い料として5,250円が掛かります事をご承知下さい。(立会い時払い)

解約日が確実に決まりましたら下記に必要事項を記入のうえ、

〒192-0911

東京都八王子市打越町 333-3TK 北野ビル内 (有)トップワン 宛にご送付ください。

## 貸室賃貸借解約通知書

平成 年 月 日

貸主 \_\_\_\_\_ 様

私は、現在賃借中の下記物件について、下記解約日をもって賃貸借契約を解約し、本物件を明け渡したくご通知いたします。尚、明け渡しに際しては公共料金等を清算し、家財一切を搬出し、鍵(複製鍵を含む)をすべて返却いたします。万一不履行の場合は、別紙契約書に基づき、いかなる処置を取られても意義を申し立て致しません。

物 件 名	
解 約 理 由	のため
解 約 日	*解約日無記入の場合、解約通知を受けたことになりませんので必ずご記入ください。 平成 年 月 日 ( 月 日に、ご連絡有)
明 渡 日	*明渡当日は、立会い、鍵の返却を受けます。 ※上記、注1あり 平成 年 月 日 午前・午後 : に部屋を明渡致します。
契 約 者 住 所	〒
契 約 者 名	印 TEL ( )
勤 務 先 名	TEL ( )
入 居 者 (法人の時)	入居者名: 自宅 TEL ( )

### 【敷金返還金振込先】(必ずご記入してください)

銀行	支店
普通・当座 口座番号	
名義人	(フリガナ)

### 【転居先又は連絡先】(必ずご記入してください)

住 所	
TEL	

有限会社トップワン TEL042-636-9779 FAX042-636-9792

定休日:火曜・水曜 営業時間:9:00~18:00

## 解約についての注意事項

契約書の契約条項、契約解除期間に基づき解約通知書を提出してください。

【例】居住用契約解除条項：借主は解約日の1ヶ月前までに、相手方に対し書面にて解約の申し入れをしなければならない。  
又、借主はその予告にかえて解約時の賃料等に対する1ヶ月分を解約金として貸主に支払い即時解約することができる。

7月15日に退去(解約)したい場合は、6月16日までに解約通知書を提出してください。(1ヶ月前通知の場合)  
※6月16日に解約通知書を提出し6月30日に貸屋の明渡しを行った場合でも7月15日までの賃料は掛かります。

退去立会時には、契約時にお渡しした鍵（合鍵を含む）をお返してください。

電気・ガス・水道など、各公共機関へ停止の手続きを必ず行ってください。  
手続きを行っていない場合、公共機関から問合せがあった際は転居先等をお知らせする場合がございますので予めご了承ください。

郵便局に転送届を出してください。退去後、ポストに入っていた郵便物等については責任を負いかねますので予めご了承ください。

ゴミ等は事前の収集日に出す様にし、引越し当日にまとめて出すことはしないでください。  
また、粗大ゴミ等は市役所などに連絡をして、各自で処分してください。

住宅保険等の解約は直接、保険会社に連絡をして手続きを行って下さい。  
その際は、お手元に届いている保険証券の番号等が必要です。

※ 解約通知書は郵送もしくは、FAXにてお送りください。

《 送付先 》

〒192-0911

東京都八王子市打越町 333-3TK北野ビル内  
有限会社トップワン 宛

FAX番号 042-636-9792

ご不明な点がございましたらお電話ください。Tel 042-636-9779